

2号認定の子どもにかかる幼稚園の一時預かりのニーズ量の算出について（留意点）

大阪府からの情報提供より＜抜粋＞

国の「量の見込み」の手引き（第1回教育・保育部会配付資料7）の60ページに記載している2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）の子どもの「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」については、次のような考えに基づき算出するものであると、厚生労働省から確認しましたので、情報提供します。

○ 前提となる考え方

2号認定を受けることができる条件を満たしている子どもが、1号認定の子どもしか利用できない「幼稚園」を利用したい場合については、2号認定を受けず、1号認定を受け、幼稚園の預かり保育を利用することで対応してもらうことになる。（地域にその幼稚園しか施設がないといった特殊な条件が存在しない限り、2号認定を受けて、幼稚園に特例の施設型給付を支給することはない。）

○ 量の見込みの算出方法

国の「量の見込み」の手引き（第1回教育・保育部会配付資料7）の60ページから

		27年度		28	29	30	31
		2号		3号	・・・	・・・	・・・
		1号	幼児期の学校教育の利用希望が強い 左記以外				
量の見込み		500人	600人	300人	・・・	・・・	・・・
			100人（※）	500人	・・・	・・・	・・・
確保方策	特定教育・保育施設	600人	500人	200人	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業				・・・	・・・	・・・

2号（幼児期の学校教育の利用希望が強い）は幼稚園に行くため、1号認定を受けることになり、確保方策は1号で対応することになる。

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いものは幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

この100人は、2号認定を受けられるような家庭であるため、すべての人が幼稚園の一時預かりを利用する。そのため、この100人を幼稚園の一時預かりのニーズ量として見込む必要がある。

なお、幼稚園が認定こども園に移行することは見込まれる場合は、下記のように考えてもよい。

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号		3号	・・・	・・・	・・・
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外				
量の見込み		500人	600人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
			100人(※)	500人				
確保方策	特定教育・保育施設	550人	550人	200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業						・・・	・・・

2号(幼児期の学校教育の利用希望が強い)のうち、50人は2号認定を受け、幼稚園から移行した認定こども園に行き、残り50人は1号認定を受け、幼稚園に行くとする。

※2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いものは幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

幼稚園に行く50人については、すべて幼稚園の一時預かりを利用する。そのため、この50人を幼稚園の一時預かりのニーズ量として見込む必要がある。

これらのことから、すべての幼稚園が認定こども園に移行しない限り、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)」で「2号認定による利用」が「0人」になると見込むことはできないと考えられる。

なお、現段階で、幼稚園の認定こども園への移行希望を把握することは難しいと考えられるが、認定こども園への移行調査(6月実施予定)の結果を踏まえ、2号認定の幼稚園の一時預かりについての「量の見込み」を修正することは可能である。